

令和元年12月18日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和元年10月31日付け1長対広第66号で本審議会に諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用
 - ・長岡京市第9次高齢者福祉計画・第8次介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査のための個人情報の目的外利用について【令1-5】
 - ・京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入にかかる個人情報の目的外利用について【令1-9】

- 2 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく外部提供
 - ・長岡京市第2期教育振興基本計画策定に向けた市民アンケートのための個人情報の外部提供について【令1-6】
 - ・第6回近畿圏パーソントリップ調査（本調査）のための個人情報の外部提供について【令1-7】
 - ・防災カメラ映像情報の外部提供について【令1-8】

以上

答 申 書

答 申 番 号	令 1 - 9	答 申 日	令和元年12月18日
審 議 件 名	京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入にかかる 個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和元年10月31日		
内 容			
<p>令和元年10月31日付けで市長より、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき、保有個人情報を目的外利用することについて本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、所管課である防災・安全推進室の説明を受け、以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入のため、住民基本台帳及び固定資産台帳の個人情報を利用しようとするものである。・利用しようとしている個人情報は、本市の住民基本台帳（住所、氏名、性別、生年月日）及び家屋に係る固定資産課税台帳（所有者名・所有者住所）のデータで、同システムが災証明書や被災者台帳発行に必要な最低限の情報として取り込む。・同システムの利用者となる市町村相互の間において他の市町村の個人情報を利用することはない。・基本的には災害発生時に利用するが、システムテストのため災害時以外にも情報をシステムに取り込むことがある。 <p>本審議会は、審議の結果、セキュリティが担保され、保護措置・目的も相当であるので、目的外利用については問題ないとの結論に達した。</p>			